

利用契約書

(医療保険 訪問看護)

社会医療法人 輝城会

医療保険 訪問看護サービス利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会医療法人輝城会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約の締結の日から、利用者の終了意思表示がなされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

（訪問看護計画とサービスの提供）

第3条 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
2 事業者は、訪問看護計画書を作成し利用者およびその家族に説明します。
3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

（利用料等の支払い）

第4条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
2 利用料の請求や支払方法は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
3 利用者が、別紙「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第5条 事業者は、健康保険法等の関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第6条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者からの解約)

第7条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合
 - 二 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの解約)

第8条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して2週間以上の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、この契約を即時に解約することができます。
 - 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - 二 利用者又はその家族等が、事業者やサービス従業者又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となるほどの背信行為や反社会的行為（特に従業者や他の利用者に対し暴力・暴言またはハラスメント行為等があり、心身を著しく傷つける行為）を行った場合
 - 三 利用者又はその家族等が、契約締結時またはサービスの実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - 四 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業者のサービスを利用

させることができない場合

五 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

3 事業者は、前2項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 二 第5条もしくは第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 三 第8条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 四 第6条もしくは第8条第2項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 六 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護または（介護予防）認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
（（介護予防）居宅療養管理指導を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- 七 利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- 八 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- 九 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 十 利用者が死亡もしくは被保険者の資格を喪失した場合
- 十一 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（損害賠償）

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又はその家族等に故意又は過失が認められる場合には、賠償額を減額することができるものとします。

（守秘義務）

第11条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、

第三者には漏洩しません。

- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議及び介護支援専門員（又は地域包括支援センター）並びに居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用できるものとします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第12条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

（身元引受人）

第14条 身元引受人は、本契約に基づく利用者の義務履行について指導監督し、利用者の債務を連帯保証するとともに、必要な場合には利用者の身柄を引き取るものとします。

- 2 身元引受人は、利用者が亡くなった場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。
- 3 利用者は、身元引受人が死亡又はその資格を喪失した場合は、その旨直ちに事業者に通知し、新たに身元引受人を定めるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、健康保険法等の関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者が誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、訪問看護サービスに関する契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】

私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

<法人> 住所 群馬県沼田市栄町8番地
名称 社会医療法人 輝城会
代表者 理事長 西松 輝 高

<事業所> 住所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1869-5
名称 かがやき訪問看護ステーション
代表者 管理者 七五三木 裕子 印
(管理者は事業者の代理人です)

【利用者】

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

<本人> 住所 _____
氏名 _____ 印

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

<代筆者> 住所 _____
氏名 _____ 印
(利用者との関係： _____)

<家族代表者> 住所 _____
(身元引受人等)
氏名 _____ 印
(利用者との関係： _____)